

志摩市水道事業検針及び徴収等業務
プロポーザル方式審査要項

1. 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加申請書及び提案書を提出した提案者に限る。

2. 審査の方法

- (1) 志摩市が設置した「志摩市水道事業検針及び徴収等業務プロポーザル方式選定委員会」(以下「委員会」という。)が提案者の審査を行う。
- (2) 評価項目、配点、評価基準は、「志摩市水道事業検針及び徴収等業務プロポーザル方式提案書作成要領及び審査基準」のとおりとする。
- (3) 審査は、委員会の各委員が、提案者ごとに、評価項目に対して評価点を付与する。
- (4) 各委員の評価点を合算した総得点の最も高い提案者を受託候補者として決定する。
なお、総得点と同点の場合は、見積額の安価な提案者を受託候補者として決定する。
見積額も同じ場合は、委員長の決するところとする。

3. 審査

- (1) 提案書、ヒアリングによって、審査を実施する。
- (2) 見積額が見積限度額を超えている場合は、審査対象から除外する。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。
 - ①提案書について、定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - ②提案書の提案内容に疑義がある場合
 - ③提案者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (4) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。
 - ①提案者からの提案書に関する説明 40分
 - ②委員会から提案者へのヒアリング 約15分
 - ③提案者の出席人数は3人以内とする。
 - ④パソコン、液晶プロジェクター等の投影装置の使用は認めない。
 - ⑤説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。
- (5) ヒアリングの詳細(会場、日時等)については、後日各提案者へ電子メール又は郵送で通知する。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEBによるヒアリング審査とする場合がある。その場合は方法等、提案者と協議する。
- (6) 審査結果は、ヒアリングを受けたすべての提案者に通知する。